

運 営 規 程

社会福祉法人 徳和会
特別養護老人ホーム 薔薇の樹苑
(介護予防) 短期入所生活介護

薔薇の樹苑 特別養護老人ホーム（介護予防）短期入所生活介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人徳和会が運営する（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たる事業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 薔薇の樹苑ショートステイサービス
- （2）所在地 福岡市博多区元町2丁目1番7号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームと兼務又は専任の職員とし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）施設長 1人（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
施設長は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 1人（常勤専従）
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他の老人福祉施設及び指定短期入所介護の提供を行う。
- （3）医師 1人（嘱託医）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導を行う。
- （4）看護職員 1人以上（常勤専従）
看護職員は、看護その他の指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- （5）機能訓練指導員 1人（常勤兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓

練、指導、助言を行う。

- (6) 介護職員 6.7人以上配置（常勤又は非常勤）
介護職員は、介護その他の指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- (7) 管理栄養士 1人以上（常勤、兼務）
管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。
- (8) 調理員 若干名（外部委託）
調理員は、給食等の提供に当たる。
- (9) 事務職員 必要に応じて配置する。
事務職員は、必要な事務を行う。

((介護予防)短期入所生活介護の利用定員)

第5条 利用定員は20名とする。ただし、災害時などにおいては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第6条 ユニットの数2ユニットとし、ユニットごとの利用定員は10名とする。

((介護予防)短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常生活動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス(管理栄養士による栄養管理、療養食の提供も可能)
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

((介護予防)短期入所生活介護の利用料その他の費用)

第8条 (介護予防)短期入所生活を提供した場合の利用料の額は、別表どおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表1のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用
- (2) 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用

- (3) 理美容代として、実費
 - (4) その他(介護予防)短期入所生活において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに関わる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
- 4 事業所は本条2項で設定した滞在に要する費用ならびに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域(送迎の実施地域)は、福岡市博多区、福岡市南区、春日市、大野城市、那珂川市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、(介護予防)短期入所生活の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取扱に注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、従業員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、(介護予防)短期入所生活の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には利用者の家族等に対する説明を行い、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(衛生管理対策)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

- 2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により、従業者に周知徹底を行う。
- 3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 2 事業所の従業員は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- 3 事業所の従業員は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回定期的に行うこととする。
- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第15条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第16条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

(1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

(2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

①第5条に定める利用定員を超える場合

②第9条に定める通常の事業の実施地域以外の利用者で送迎等に対応できない場合

③利用者が正当な理由がなく指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないため、サービスの提供ができない場合

④その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

- 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第17条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持、個人情報の保護)

第18条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文章で得ておくものとする。
- 4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(苦情処理)

第 19 条 利用者やその家族から苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、すべての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第 1 4 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 1 5 条第 2 項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから 2 年間保存する。
- 4 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県から求められた場合には、その改善の内容を都道府県に報告する。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、研修の実施、訓練の実施を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 徳和会と特別養護老人ホーム 薔薇の樹苑の施設長（管理者）で定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日 から施行する。
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 8 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 元年 10 月 1 日 一部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 8 月 1 日 一部改正
令和 4 年 10 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 8 月 1 日 一部改正

[別表1]

- (1) 下記のサービス費に利用日数を掛けて介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の加算率 14.0%を乗じた単位数に地域加算@10.55円で換算する。
- (2) 下記の単価は介護保険の負担割合が1割の額です。
負担割合が2割の場合は、小計×2
負担割合が3割の場合は、小計×3 となります。

A：併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）

1) 要介護 1	1,145 円
2) 要介護 2	1,227 円
3) 要介護 3	1,317 円
4) 要介護 4	1,402 円
5) 要介護 5	1,485 円

A'：介護予防短期入所生活介護利用料金

1) 要支援 1	899 円
2) 要支援 2	1,051 円

- (3) 下記の加算に利用日数を掛けて介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の加算率 14.0%を乗じた単位数に地域加算@10.55円で換算する。

B：追加加算請求分（1日及び1回につき）

1) 送迎を行う場合の片道料金	222 円
2) 機能訓練体制加算	15 円
3) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	27 円
4) 夜間職員配置加算（Ⅱ）	23 円
5) 看護体制加算（Ⅰ）	6 円
6) 看護体制加算（Ⅱ）	10 円
7) 医療連携強化加算	70 円（※）
8) 長期利用者提供減算	△36 円

（※）以下のいずれかの状態の方

- ・喀痰吸引を実施している状態
- ・呼吸障害などにより人口呼吸器を使用している状態
- ・中心静脈注射を実施している状態
- ・人口腎臓を実施している状態
- ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ・人口膀胱又は人口肛門の処置を実施している状態

- ・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- ・褥瘡に対する治療を実施している状態
- ・気管切開が行われている状態

(3) 居住費 (1日利用につき)

C : 居住費 [所得階層別負担限度額] ※第4段階が基準額

第4段階	2,066 円/日
第3段階	1,370 円/日
第2段階	880 円/日
第1段階	880 円/日

(4) 食費 (1日利用につき)

D : 食費 [所得階層別負担限度額] ※第4段階が基準額

第4段階	1,500 円/日	(朝 300 円・昼 500 円・間 100 円・夜 600 円)
第3段階②	1,300 円/日	
第3段階①	1,000 円/日	
第2段階	390 円/日	
第1段階	300 円/日	

(5) その他

E : テレビ使用料

50 円/日 (電気代と合わせて、1日 100 円となる。)